

神崎市・吉野ヶ里町葬祭公園整備基本構想

平成28年5月

神崎市・吉野ヶ里町葬祭公園整備促進協議会

目 次

1. 基本方針の背景と目的

- 1-1 . 基本方針の背景 1
- 1-2 . 基本方針の目的 1

2. 現況調査

- 2-1 . 神埼市及び吉野ヶ里町の概要 2
- 2-2 . 人口推移 3
- 2-3 . 死亡者数推移・死亡率 3
- 2-4 . 既存利用施設の火葬件数 4

3. 将来需要予測

- 3-1 . 将来死亡者の予測 6

4. 必要火葬炉数の算出

- 4-1 . 算出方法 8

5. 施設規模の算出

- 5-1 . 葬送行為の設定 11
- 5-2 . 施設規模の算出 12

6. 火葬場施設の建設計画

- 6-1 . 建設予定位置 13
- 6-2 . 施設建築計画の基本方針 13
- 6-3 . 施設設備内容と必要面積の算出 14

7. 火葬炉設備計画

- 7-1 . 火葬炉設備の基本事項 19
- 7-2 . 火葬炉形式・構造 19

8. 維持管理計画

- 8-1 . 管理運営方針 22
- 8-2 . 管理運営体制 22
- 8-3 . 施設管理運営委託業務の概要 23
- 8-4 . 維持管理費 26

9. 環境影響予測・評価

- 9-1 . 計画火葬場における環境影響予測・評価 27

10. 全体事業計画

- 10-1 . 全体事業計画 28

1 基本方針の背景と目的

1-1. 基本方針の背景

火葬場は、人生終焉の地をいただく場として住民の誰もが世話になる施設と言える。現在、神崎市、吉野ヶ里町にはそれぞれ火葬場がなく、隣接している佐賀市のつくし斎場、みやき町のしらさぎ苑等を利用しており、多くの住民が不自由を感じているのが実情である。また、高齢化社会の到来による火葬需要の増大にも対応する事が必要と考えられている。

今回計画の葬祭公園は、20年以上にも亘る過去より協議・研究検討が行われた経緯も踏まえ、神崎市の単独建設より吉野ヶ里町との共同建設がより効果的見地に立つことから、協議・調整を図り、神崎市中心東部で、吉野ヶ里町との境界付近を建設候補地として選定し、住民にとって利用しやすい葬祭公園を計画するものである。

1-2. 基本方針の目的

本基本方針は葬祭公園の整備にあたり、社会・経済情勢及び周辺環境に留意した葬祭公園の将来展望を明らかにするため、基本計画の基礎資料に基づき火葬場整備の基本的事項をとりまとめ、今後の具体的整備に向けてその方向性を決定することを目的とします。

2 現況調査

2-1. 神埼市及び吉野ヶ里町の概要

・位置・地勢・気候

① 神埼市

神埼市は佐賀県東部に位置し、東は吉野ヶ里町、みやき町、北は脊振山地を挟んで福岡県福岡市、南は筑後川を挟んで福岡県久留米市、大川市、西は県都佐賀市に隣接している。

総面積は 125.13 k m^2 であり、北部は筑後川水系の城原川・田手川の源流部をなす脊振山を最高峰とする山間地域、南部はこれらの河川が潤す肥沃な佐賀平野からなる穀倉地帯となっています。

気候は比較的温暖多雨であるが、冬季には山間部では積雪や路面凍結をみるなど四季の変化がはっきりしています。

② 吉野ヶ里町

吉野ヶ里町は佐賀県東部に位置し、東はみやき町、上峰町、南と西は神埼市、北は福岡県福岡市、那珂川町と接しています。

総面積は 43.99 k m^2 であり、東西約 1～5km、南北約 16km と細長い短冊状をなしています。北部は脊振山地の南斜面からなり、南部に広がる佐賀平野は、主に田手川の堆積による沖積平野が発達しています。

気候は比較的温暖多雨であるが、冬季には山間部では積雪や路面凍結をみるなど四季の変化がはっきりしています。

図－1 佐賀県 位置図



2-2. 人口推移

本市、町の人口推移を住民基本台帳により整理しました。(表-1)

平成 18 年度を基準としてみると、平成 18 年度の人口が最も多く、その後は徐々に減少傾向が見られます。

平成 18 年度人口で神崎市では 33,962 人であったものが、平成 25 年度では 33,005 人となっており、平成 18 年度に比較すると 957 人 (2.8%) 減少しています。

吉野ヶ里町では 15,865 人であったものが、平成 25 年度では 16,305 人となっており、平成 18 年度に比較すると 440 人 (2.8%) 増加しています。

又 60 歳以上の人口については平成 18 年度で神崎市では 9,940 人であったものが、平成 25 年度では 11,418 人となっており、平成 18 年度に比較すると 1,478 人 (4.3%) 増加しています。

同じように吉野ヶ里町でも 3,822 人であったものが、平成 25 年度では 4,540 人となっており、平成 18 年度に比較すると 718 人 (4.5%) 増加しています。

表-1 人口推移

単位：人

	神崎市				吉野ヶ里町			
	住基	60～69 歳	70～79 歳	80 歳以上	住基	60～69 歳	70～79 歳	80 歳以上
平成17年度	33,931	3,898	3,472	2,335	15,827	1,659	1,425	730
平成18年度	33,962	4,016	3,463	2,461	15,865	1,582	1,469	771
平成19年度	33,709	4,161	3,451	2,560	16,049	1,627	1,458	804
平成20年度	33,645	4,400	3,394	2,650	16,093	1,686	1,468	838
平成21年度	33,543	4,619	3,382	2,712	16,203	1,779	1,454	884
平成22年度	33,299	4,737	3,402	2,777	16,193	1,952	1,436	953
平成23年度	33,093	4,827	3,459	2,859	16,210	2,004	1,439	993
平成24年度	33,054	4,922	3,462	2,893	16,230	1,993	1,434	976
平成25年度	33,005	5,010	3,510	2,898	16,305	2,036	1,488	1,016

2-3. 死亡者数推移・死亡率

死亡者数・死亡率とも平成 18 年度以降概ね増加の傾向を示しています。(表-2)

神崎市における平成 25 年度の死亡率は 1.25%で、吉野ヶ里町の平成 24 年度は 0.9%であり

これは国立社会保障人口問題研究所(以下「人口問題研究所」)が平成 20 年 12 月 24 日に発表している全国の平均死亡率 0.79%よりも高い結果となっています。

表-2 死亡者数の推移

単位：人

	神崎市				吉野ヶ里町			合計
	旧神崎町	旧千代田町	旧有楽村	計	旧三田川町	旧東有楽村	計	
平成17年	199	131	23	353	114		114	467
平成18年		322		322	128		128	450
平成19年		379		379	134		134	513
平成20年		356		356	144		144	500
平成21年		356		356	137		137	493
平成22年		383		383	164		164	547
平成23年		357		357	144		144	501
平成24年		395		395	147		147	542
平成25年		414		414	124		124	538

2-4. 既存利用施設の火葬件数

(1) 火葬件数の推移

神崎市と吉野ヶ里町の利用している火葬場における火葬取扱い件数の実績について、平成17年度から平成25年度までの状況を整理しました。（表—3）

火葬取扱い件数は、年々増加している傾向が見られます。

表—3 火葬場利用実績

単位：体

	神崎市				吉野ヶ里町			
	つくし斎場	しらさぎ苑	その他	計	つくし斎場	しらさぎ苑	その他	計
平成17年	253	89	5	347	61	53	1	115
平成18年	233	65	3	301	57	65	2	124
平成19年	279	63	8	350	65	62	3	130
平成20年	290	47	2	339	81	54	1	136
平成21年	240	87	13	340	57	65	6	128
平成22年	261	96	14	371	62	79	8	149
平成23年	246	102	13	361	52	90	6	148
平成24年	278	94	18	390	72	68	9	149
平成25年	316	79	17	412	68	53	5	126

(2) 月別火葬件数の状況

平成24年度における月別の火葬件数について整理しました。（表—4）

1日平均の最大（11月：2.46）と最少（9月：1.65）の格差は1.5倍となっています。

表—4 平成24年度における月別火葬件数

単位：件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
神崎市	27	35	27	34	22	25	30	45	42	37	32	34	390
%	6.9	9.0	6.9	8.7	5.6	6.4	7.7	11.6	10.8	9.5	8.2	8.7	100
吉野ヶ里町	12	8	16	8	10	13	16	14	13	15	10	14	149
%	8.1	5.4	10.7	5.4	6.7	8.7	10.7	9.4	8.7	10.1	6.7	9.4	100
合計	39	43	43	42	32	38	46	59	55	52	42	48	539
月別稼働日数	19	24	23	25	21	23	24	24	26	24	20	24	277
月別比率(%)	7.2	8.0	8.0	7.8	5.9	7.1	8.5	11.0	10.2	9.6	7.8	8.9	100
日平均件数(件)	2.0	1.8	1.9	1.68	1.52	1.65	1.92	2.46	2.12	2.17	2.10	2.0	1.95

(3) 日火葬件数の状況

平成 24 年度における 1 日当たりの火葬件数の状況について整理しました。 (表—5)

一日当たり火葬件数の頻度の最も多いのは 1 件の 114 日であり、年間稼働日数を 364 日 (元旦のみ休業日) と仮定すると、その比率は 31.3% です。

また最も火葬件数の多いのは 1 日当たり 6 件の火葬の実績が 1 日あり、その比率は 0.3% となっています。

表—5 平成 24 年度における日火葬件数の実績

単位：日/件

日・件	0	1	2	3	4	5	6	7	8	合計
日数	86	114	97	44	17	5	1	0	0	364
%	23.6	31.3	26.6	12.1	4.7	1.4	0.3	0	0	100
件数	0	114	194	132	68	25	6	0	0	539
%	0.0	21.1	36.0	24.5	12.6	4.7	1.1	0	0	100

3. 将来需要予測

3-1. 将来死亡者数の予測

1. 概要

人口推計の手法は「総人口：1」を推計の対象として「コーホート要因法：2」を用いて行います。

具体的には男女別・5歳階級別人口に分けて、5年後の人口を「移動率：3」「生存率：4」「子ども女性比：5」「子ども性比：6」を用いて算出する。また死亡者数は各コーホートに死亡率（1-生存率）を乗じることで算出します。

1. 総人口とは、国勢調査人口を示す。
2. コーホートとは、同年又は同期間に出生した集団のことである。コーホート要因法は出生、死亡、移動を要素として、これらが時間的に変化していく条件下で人口を推計する方法です。
3. 移動率とは、ある地域の転入超過数が地域人口に占める割合、
4. 生存率とは、ある年齢層の人口が5年後までに生き残る確率
5. 子ども女性比とは、再生産年齢人口層（女性15歳～49歳）に対する0歳～4歳の子供の数の割合。この割合から0～4歳児人口を近似的に求めます。
6. 子ども性比とは、出生における男女比を示します。

2. 初期値及び試算係数の設定

1). 人口の初期値

将来人口等の算出基礎となる人口の初期値は、平成22年国勢調査人口を採用します。

2). 各種試算係数の設定

1. で用いる各種試算係数は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している神崎市及び吉野ヶ里町の推計値を用います。

3. 将来人口・将来死亡者数等の推計

上記の条件に基づいて推計した市の将来人口及び将来死亡者数は以下の通りです。

1). 将来人口

下表より、神崎市及び吉野ヶ里町の総人口は、平成22年から平成26年の5年間にピーク（約4万9千人）を迎え、その後徐々に減少していく見込みです。

2). 将来の死亡者数

下表より、市の死亡者数は、平成52年から平成56年の3,246人（年平均649人）をピークに迎え、その後は減少することが予想されます。

表－6 人口予測、死亡者数予測

区分	期首人口 (人)	期間 死亡者数 (人)	年平均 死亡者数 (人)	趨勢比	75 歳以上 人口の割合
平成 22 年 (H22～26 年)	49, 298	2, 658	532	94	12. 4%
平成 27 年 (27～31 年)	48, 591	2, 821	564	100	13. 5%
平成 32 年 (32～36 年)	47, 596	2, 933	587	104	16. 3%
平成 37 年 (37～41 年)	46, 367	2, 990	598	106	17. 4%
平成 42 年 (42～46 年)	44, 994	3, 063	613	109	19. 4%
平成 47 年 (47～51 年)	43, 481	3, 187	637	113	20. 4%
平成 52 年 (52～56 年)	41, 797	3, 246	649	115	20. 5%
平成 57 年 (57～61 年)	40, 000	3, 160	632	112	20. 8%
平成 62 年 (62～66 年)	38, 209	3, 073	615	96	21. 9%
平成 67 年 (67～71 年)	36, 442	2, 997	599	94	22. 9%
平成 72 年 (72～76 年)	34, 649	2, 976	595	93	23. 5%
平成 77 年 (77～81 年)	32, 814	2, 875	575	90	23. 5%
平成 82 年 (82～86 年)	31, 033	2, 733	547	91	23. 2%
平成 87 年 (87～91 年)	29, 341	2, 572	514	86	23. 2%

4. 必要火葬炉数の算出

4-1. 算出方法

1. 概要

計画火葬炉数は、年間火葬取扱件数等の条件より算出した、理論的必要炉数に、故障、保守点検及び補修のための予備炉を加算して算定します。

2. 理論的必要火葬炉数の算出

・次式により算出します

$$\begin{aligned} \text{理論的必要炉数} &= \frac{\text{集中日の火葬件数}}{\text{1基1日当たりの平均火葬件数}} \\ &= \frac{(\text{日平均取扱件数}) \times (\text{火葬集中係数})}{\text{1基1日当たりの平均火葬件数}} \\ &= \frac{(\text{年間火葬件数}) \div (\text{稼働日数}) \times (\text{火葬集中係数})}{\text{1基1日当たりの平均火葬件数}} \end{aligned}$$

なお、年間稼働日数については過去3年間の実績より平均値を採用とします。

表—7 平成23年度 神崎市及び吉野ヶ里町の合計火葬件数 (提供：神崎市)

件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	通年	述べ件数	該当日数割合	累計日数	累計日数割合
1	7	10	10	16	16	8	8	12	8	3	12	9	119	119	44%	119	44%
2	15	5	7	6	5	9	8	6	10	12	4	8	95	190	35%	214	79%
3	1	4	4	2	1	1	3	2	4	8	5	4	39	117	14%	253	93%
4	2	0	2	0	0	2	1	2	1	2	0	1	13	52	5%	266	98%
5	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	4	20	1%	270	99.6%
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	270	99.6%
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	0.4%	271	100%
計	25	19	24	24	23	20	20	22	24	25	22	23	271	505	100%		

表—8 平成24年 神崎市及び吉野ヶ里町の合計火葬件数 (提供：神崎市)

件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	通年	述べ件数	該当日数割合	累計日数	累計日数割合
1	6	12	11	15	11	13	10	11	7	5	6	7	114	114	41%	114	41%
2	7	7	6	7	9	6	8	4	10	13	8	12	97	194	35%	211	76%
3	5	3	4	1	1	3	4	5	8	3	4	3	44	132	16%	255	92%
4	1	2	2	0	0	1	2	1	1	3	2	2	17	68	6%	272	98%
5	0	0	0	2	0	0	0	3	0	0	0	0	5	25	2%	277	99.6%
6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	6	0.4%	278	100%
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	278	100%
計	19	24	23	25	21	23	24	25	26	24	20	24	278	539	100%		

表—9 平成 25 年 神崎市及び吉野ヶ里町の合計火葬件数 (提供：神崎市)

件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	通年	述べ件数	該当日数割合	累計日数	累計日数割合
1	9	13	14	13	10	8	10	12	8	11	9	9	126	126	45%	126	45%
2	6	9	4	4	6	7	9	5	7	8	7	9	81	162	29%	207	75%
3	5	1	4	3	5	6	2	5	8	5	4	2	50	150	18%	257	93%
4	1	1	1	1	2	1	1	0	0	2	6	1	17	68	6%	274	99%
5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	5	2%	275	99.3%
6	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	12	0.4%	277	100%
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	277	100%
計	22	24	23	21	23	22	23	22	24	26	26	21	277	523	100%		

表—10 平成 23～5 年 神崎市及び吉野ヶ里町の合計火葬件数 (提供：神崎市)

件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	通年	述べ件数	該当日数割合	累計日数	累計日数割合
1	22	35	35	44	37	29	28	35	23	19	27	25	359	359	43%	359	43%
2	28	21	17	17	20	22	25	15	27	33	19	29	273	546	33%	632	77%
3	11	8	12	6	7	10	9	12	20	16	13	9	133	399	16%	765	93%
4	4	3	5	1	2	4	4	3	2	7	8	4	47	188	6%	812	98%
5	0	0	1	2	1	0	0	3	2	0	1	0	10	50	1.2%	822	99.5%
6	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3	18	0.4%	825	99.9%
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	0.1%	826	100%
計	66	67	70	70	67	65	67	69	74	75	68	68	826	1567	100%		

・日平均火葬件数

上記表より述べ件数を通年で割った数値とします。

$$1567 \div 826 = 1.89 \text{ 件}$$

・日最多火葬件数 7 件

・日最少火葬件数 1 件

○将来については日平均件数の合計の平均と考えます。

表—11 より日平均件数の合計 $22.7/14 = 1.6$

・年間稼働日数

平成 23 年 271 件

平成 24 年 278 件

平成 25 年 277 件

平均 275 件

○実際の稼働数は 1 月 1 日以外の日数は稼働できるため、 $365 - 1 = 364$ 日とします。

・火葬集中係数は次式により算出します。

火葬集中日数の件数と日平均取扱件数の比と定義します。

$$\text{火葬集中係数} = (\text{想定日最多件数}) \div (\text{日平均取扱件数})$$

・想定日最多係数

「火葬場の建設・維持管理マニュアル」では以下のように規定されています。

通常、火葬集中係数は、過年の火葬実績から件数の多い順に 3～5 % の稼働日を除外した稼働日の火葬件数を想定日最多件数とし、この想定日最多件数を日平均取扱件数で除して算定する。

これは、火葬件数が増加した特殊要因を除外して過大設備となることを避けるためと、想定日最多件数を上回る 3～5 % の稼働日は通常体制で対応可能と考えられるからである。

上記 平成 23 年から 25 年までの該当日数割合を見ると、

「7 件/日」の割合は 0.1%

「6 件/日」の割合は 0.4%

「5 件/日」の割合は 1.2%

よって上記件数を対象外として想定日最多件数は 4 件とします。

$$\text{火葬集中係数} = 4 \div 1.6 \Rightarrow 2.5$$

・平均火葬件数

火葬炉 1 基の 1 日当たりの平均火葬数は、既存施設（しらさぎ苑及びつくし斎場）の聞き取りより、1 件又は最大 2 件となっています。

$$\text{必要炉数} = \frac{(\text{年間火葬件数}) \div (\text{稼働日数 : 364}) \times (\text{火葬集中係数 : 2.5})}{(\text{平均火葬件数 : 2})}$$

表—11 必要火葬炉数

区分		火葬件数		日平均 件数	日最多 件数	必要炉数	
		期間合計	年平均			算定結果	基数
平成 22 年	H22～H26	2,659	532	1.5	3.7	1.83	2
平成 27 年	H27～H31	2,822	564	1.6	3.9	1.94	2
平成 32 年	H32～H36	2,933	587	1.6	4.0	2.01	3
平成 37 年	H37～H41	2,991	598	1.6	4.1	2.05	3
平成 42 年	H42～H46	3,063	613	1.7	4.2	2.10	3
平成 47 年	H47～H51	3,187	637	1.8	4.4	2.19	3
平成 52 年	H52～H56	3,246	649	1.8	4.5	2.23	3
平成 57 年	H42～H47	3,160	632	1.7	4.3	2.17	3
平成 62 年	H47～H52	3,073	615	1.7	4.2	2.11	3
平成 67 年	H52～H57	2,998	600	1.6	4.1	2.06	3
平成 72 年	H42～H48	2,976	595	1.6	4.1	2.04	3
平成 77 年	H47～H53	2,875	575	1.6	3.9	1.97	2
平成 82 年	H52～H58	2,733	547	1.5	3.8	1.88	2
平成 87 年	H42～H49	2,572	514	1.4	3.5	1.77	2

上記表より必要炉数は 3 基となります。

3. 予備炉の算定

- ・火葬炉は故障や保守点検に伴う修理、補修期間は炉の運転を休止しなければなりません。その場合、火葬件数の減少や稼働している炉へ負荷がかかることになり、長期的に見て炉を安全に維持していくため、必要炉数に予備炉を加算する必要があります。

通常は 1 基以上となるが、排ガス処理設備を 2 炉に対して 1 系統とした場合は、2 基以上とすることが望ましい。

4. 計画火葬炉数

- ・計画火葬炉数は、上記必要炉数に予備炉（+1）を加算したものとなります。
よって 4 基となります。
- ・但し、日最多件数がピークとなる平成 52 年前までは、3 炉でも対応可能であり、予備炉は、この時期に必要な改修に合わせて新鋭炉を追加整備することも考慮出来ます。

5 施設規模の算出

5-1. 葬送行為の設定

火葬場での葬送行為の流れを示すと概ね以下のとおりとなります。

(到着 ⇒ 告別 ⇒ 焼香 ⇒ 入炉・火葬 ⇒ 待合 ⇒ 出炉 ⇒ 収骨 ⇒ 退出)

近年の炉設備の性能より、火葬・冷却時間を含め1炉当たりの使用時間は約2時間が一般的とされています。これを考慮し告別から収骨までの流れを図-2に記します。



また、火葬炉数を4基、予備炉を1基、一日あたりの最大利用件数は既存施設の利用状況より、午前は3件、午後は4件で合計7件と想定します。この内容よりタイムテーブルを作成すると、表-1 2. 1 3. 1 4 となります。

表-1 2 タイムテーブル

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1号炉	35 40 45 50 55 60	5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60	5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60	5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60	5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60	5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60	5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60	5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60	5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60	5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60
2号炉		① 5:00 5:15 5:30 5:45 6:00	② 6:00 6:15 6:30 6:45 7:00	③ 7:00 7:15 7:30 7:45 8:00	④ 8:00 8:15 8:30 8:45 9:00	⑤ 9:00 9:15 9:30 9:45 10:00	⑥ 10:00 10:15 10:30 10:45 11:00	⑦ 11:00 11:15 11:30 11:45 12:00	⑧ 12:00 12:15 12:30 12:45 13:00	⑨ 13:00 13:15 13:30 13:45 14:00
3号炉		① 5:00 5:15 5:30 5:45 6:00	② 6:00 6:15 6:30 6:45 7:00	③ 7:00 7:15 7:30 7:45 8:00	④ 8:00 8:15 8:30 8:45 9:00	⑤ 9:00 9:15 9:30 9:45 10:00	⑥ 10:00 10:15 10:30 10:45 11:00	⑦ 11:00 11:15 11:30 11:45 12:00	⑧ 12:00 12:15 12:30 12:45 13:00	⑨ 13:00 13:15 13:30 13:45 14:00
4号炉 (予備炉)		① 5:00 5:15 5:30 5:45 6:00	② 6:00 6:15 6:30 6:45 7:00	③ 7:00 7:15 7:30 7:45 8:00	④ 8:00 8:15 8:30 8:45 9:00	⑤ 9:00 9:15 9:30 9:45 10:00	⑥ 10:00 10:15 10:30 10:45 11:00	⑦ 11:00 11:15 11:30 11:45 12:00	⑧ 12:00 12:15 12:30 12:45 13:00	⑨ 13:00 13:15 13:30 13:45 14:00
件数 7 件										
合計室利用時間		20分	20分	20分	20分	20分	20分	20分	20分	20分

表-1 3 告別室・収骨室の使用状況

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
告別室	① 5:00 5:15 5:30 5:45 6:00	② 6:00 6:15 6:30 6:45 7:00	③ 7:00 7:15 7:30 7:45 8:00	④ 8:00 8:15 8:30 8:45 9:00	⑤ 9:00 9:15 9:30 9:45 10:00	⑥ 10:00 10:15 10:30 10:45 11:00	⑦ 11:00 11:15 11:30 11:45 12:00	⑧ 12:00 12:15 12:30 12:45 13:00	⑨ 13:00 13:15 13:30 13:45 14:00	⑩ 14:00 14:15 14:30 14:45 15:00
収骨室	① 5:00 5:15 5:30 5:45 6:00	② 6:00 6:15 6:30 6:45 7:00	③ 7:00 7:15 7:30 7:45 8:00	④ 8:00 8:15 8:30 8:45 9:00	⑤ 9:00 9:15 9:30 9:45 10:00	⑥ 10:00 10:15 10:30 10:45 11:00	⑦ 11:00 11:15 11:30 11:45 12:00	⑧ 12:00 12:15 12:30 12:45 13:00	⑨ 13:00 13:15 13:30 13:45 14:00	⑩ 14:00 14:15 14:30 14:45 15:00

表-1 4 待合室の使用状況

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
待合室	① 5:00 5:15 5:30 5:45 6:00	② 6:00 6:15 6:30 6:45 7:00	③ 7:00 7:15 7:30 7:45 8:00	④ 8:00 8:15 8:30 8:45 9:00	⑤ 9:00 9:15 9:30 9:45 10:00	⑥ 10:00 10:15 10:30 10:45 11:00	⑦ 11:00 11:15 11:30 11:45 12:00	⑧ 12:00 12:15 12:30 12:45 13:00	⑨ 13:00 13:15 13:30 13:45 14:00	⑩ 14:00 14:15 14:30 14:45 15:00

5 施設規模の算出

5-2. 施設規模の算出

(1) 告別室、収骨室

タイムテーブルより、告別室の数は2室、収骨室は1室としても重複せずに利用することが出来ます。

(2) 待合室・待合ホール

タイムテーブルより、火葬時間の待機場所として、会葬者が重複せずに利用するためには3室とします。

待合ホールは遺族や会葬者が火葬終了までの間、一時的に休息を行う場所です。ホールは複数のグループが待つため、できるだけ広い空間が必要です。

(3) 炉室

炉室・炉機械室は遺体を機械的に火葬する場所であり、炉の運転・管理を行う場所です。また、炉から排出される発熱、ばい煙、臭気等を冷却・無煙化、無臭化する機械設備・装置を設置するスペースを確保します。

(4) 駐車場台数

本計画では、火葬・待合の2部門から構成されることから、以下に示す条件で車両台数を算出します。

1) 普通乗用車等

1会葬当たりの平均的乗用車台数は、既存施設又は周辺火葬場の1会葬当たりの平均的人数及び駐車場台数を調査し、これに目標年次の同一時間帯（集中日）の稼働炉数を乗じて車両台数を算出します。

- ・最大で50名とした場合、3名で1台を利用すると想定し、乗用車17台とします。
- ・計画炉数は3基（+予備炉1基）となっているため、稼働炉数は3とします。

【 車両台数＝（平均的乗用車台数）×（同一時間帯の稼働炉数） 】

- ① 普通乗用車 = 17台（想定）×3基・・・51台
 - ② 身障者用車両 = 2～3台・・・2～3台
 - ③ 僧侶用車両 = 同一時間帯の稼働炉数・・・3台
 - ④ 従業員用車両 = 従業員数・・・5台（仮定）
 - ⑤ 予備スペース = $0.2 \times 0.3 \times (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④})$ ・・・12～18台
- 合 計 73台～80台

2) マイクロバス・大型バス

既存施設又は周辺火葬場の1会葬当たりのマイクロバス・大型バスの平均的台数を調査し、これに目標年次の同一時間帯（集中日）の稼働炉数を乗じた車両台数以上を確保します。

- ・マイクロバスはあまり利用されていないため、1台とします。

【 車両台数 ≥ （平均的台数割合）×（同一時間帯の稼働炉数） 】

マイクロバス・大型バス = 1台 × 3基 × 1.2～1.3・・・3.6～3.9台

6. 火葬場施設の建設計画

6-1. 建設予定位置

火葬場は、地域社会における必要不可欠の都市施設であるが、建設するにあたって周辺住民の同意を得ることが困難な施設です。具体的な建設計画においても、用地の確保や敷地の造成に関する各関係法令の適用を受けなければなりません。さらに火葬場は、絶えず地域住民が利用する公共施設であるため、各種の面で利便性も考慮しなければなりません。

したがって、建設予定地の選定にあつては、法的条件、自然環境条件、社会環境条件などの項目について整理を行い、市民の意向も踏まえ最適と思われる用地を選定します。

6-2. 施設建築計画の基本方針

施設の計画においては、斎場という終焉の場にふさわしく、都市計画に掲げられている周辺環境との調和に配慮（神崎市）及び快適で安全・安心（吉野ヶ里町）を配慮した以下の事項を方針として計画します。

1) 周辺環境と調和した施設

- ・周辺にできるだけ緑地による緩衝帯を設け、外部から離れた空間を考慮するとともに自然で清楚な環境を整備します。
- ・視覚的に圧迫感のない景観に配慮します。
- ・最新の技術を導入した火葬炉設備として、無煙、無公害の施設とします。

2) 人の終焉の場にふさわしい施設

- ・従来の嫌忌施設としての火葬場のイメージを一新した施設とします。
- ・自然の、光、水、緑、風を採り入れた施設とします。
- ・会葬者の心情に配慮した、厳粛な空間、落ち着いて故人との最後のお別れができる施設とします。

3) 人にやさしい施設

- ・誰もが利用しやすい施設として、高齢者・障害者そして健常者が同じように利用できる施設とします。
- ・サインは誰もが分かりやすいものとします。

4) 環境にやさしい施設づくり

- ・中庭、トップライト等により、自然採光、通風を取り入れた施設とします。
- ・環境負荷が低く、長寿命な材料を使用するとともに、再利用率の高い材料を使用します。
- ・シックハウス対策を考慮した材料を使用します。
- ・省エネルギー、省資源に配慮した設備を取り入れます。

5) 管理運営のしやすい施設づくり

- ・集中管理システム、総合案内システム等の導入により効率化を図ります。
- ・分かりやすい動線、と作業環境を配慮します。
- ・将来の設備更新を考慮した計画とします。
- ・清掃がしやすく、管理しやすい仕上げとします。
- ・建物施設の耐用年数を考慮し、敷地内に建替えスペースを配慮した施設配置計画とします。

6-3. 施設設備内容と必要面積の算出

(1) 施設構成の検討

敷地の形状と面積、進入路の位置と進入・退出の動線を考慮して各部門の配置計画を検討し、さらに、地域習慣、各設備に必要な面積等を勘案して平面計画を行います。

この平面計画の作成に当たっては、葬送儀式が支障なく合理的に行われる動線の確保と、利用者に十分満足すべき空間と環境を提供することを考慮しなければならない。建築物の面積はこの平面計画によって決まるが、個々の火葬場規模や敷地形状等の諸条件を考慮した面積試算は困難です。したがって平面計画を作成する上での1つの目安として、近年建設されている火葬場を参考に今回の施設規模を試算します。

(2) 諸室規模の設定

- ① 風除室の奥行は、枢台車等の長さを考慮し2.5m以上を確保します。
- ② エントランスホールは、風雨時の利便性や通路としての利用を考慮して4m幅とします。
- ③ 告別室、収骨室は先のタイムテーブルの結果を踏まえ最大数としては各2室とします。
- ④ 告別室、待合室は1会葬当たりの会葬者数を概ね35人と想定し、1人当たりの占有面積を1.3～1.5㎡に設定します。
- ⑤ 炉前ホールは、炉内台車運搬車の回転半径、会葬者数を考慮して奥行を7mとします。なお本試算においては見送りホールを設置しないものとする。
- ⑥ 炉室面積は、炉芯間を3m、冷却前室の設置を前提に奥行を10mとして試算します。
- ⑦ 炉機械室は2階に設ける場合は、高性能集じん器を設置することから、奥行は15mとします。
- ⑧ 待合室は、整備炉数と同数を確保します。
- ⑨ 廊下、通路、階段等は混雑時にも十分対応出来る広さとします。
- ⑩ 管理部門は（事務室）は火葬部門に併設します。
- ⑪ 駐車場の面積

火葬場の駐車場においては、場内での安全性の確保及び事故防止の観点から、1台当たりの占有面積は一般的な駐車場よりも余裕を持った設計数値となります。

また、駐車場面積は、分離帯に緑地を設置することや駐車場角度によっても差異が生じるので、用地面積や形状、動線を考慮して進入・退出路の位置を検討するとともに、駐車場以外の機能についての検討も必要です。（駐車台数は5-2 駐車場台数より参照）

表—15 駐車場面積表

区分	普通乗用車	マイクロバス	大型バス
占有面積	25～30 m ²	40～45 m ²	80～85 m ²
駐車台数	73～80 台	3.6～3.9 台	
必要面積	1825～2400 m ²	144～331 m ²	
合 計	1969～2731 m ²		

※) 火葬場の建設・維持管理マニュアルを参照

(3) 敷地構成の考え方

火葬場の敷地は、①建物用地、②駐車場、③構内道路、④付帯施設（庭園、池、慰霊塔等）⑤構内と周辺との調和を保つための環境緑地などから構成されます。

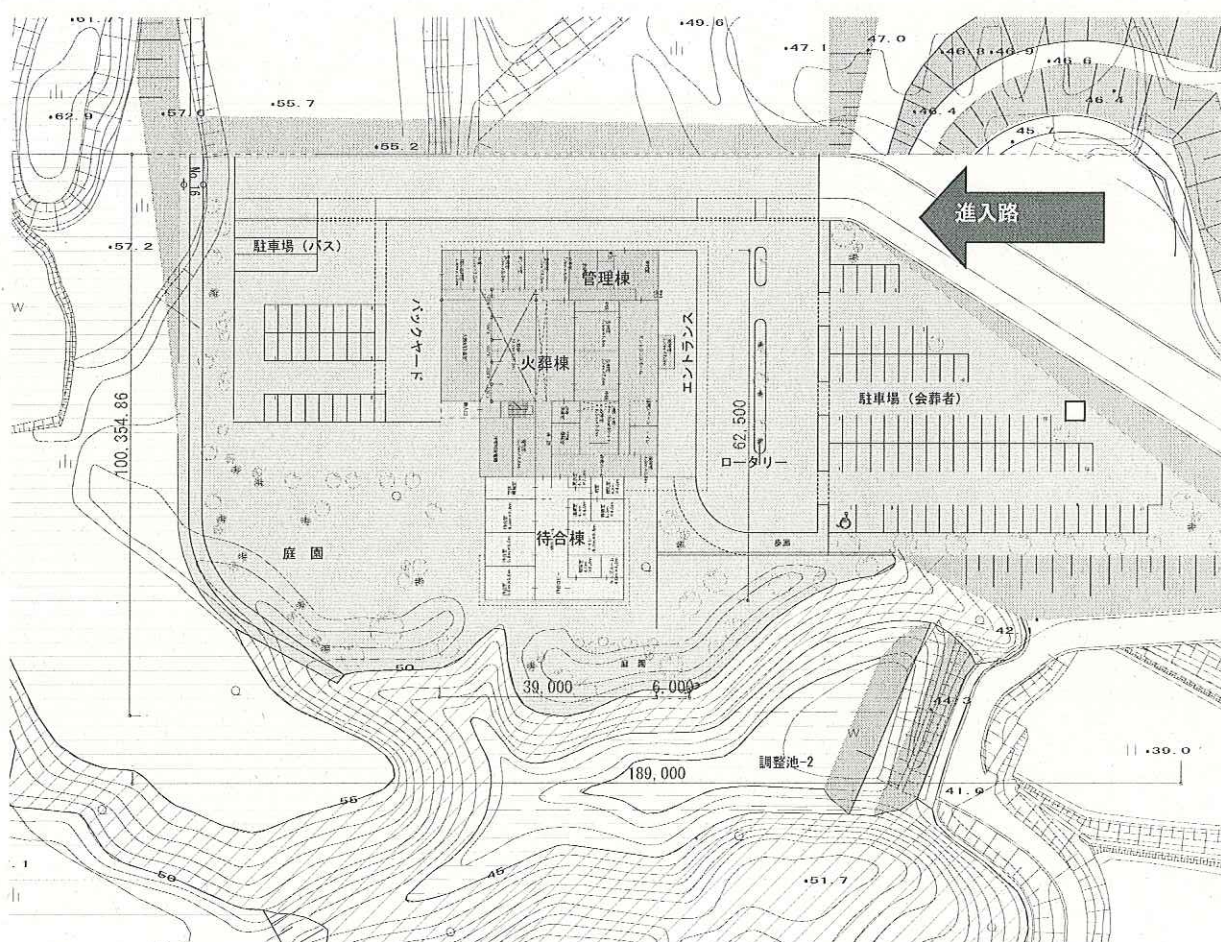
また、敷地構成の設計にあたっては、これらの施設がその機能を十分に発揮できるよ連結されるべきであり、将来の建て替え計画や社会意識の変化に対応できるように、配置計画を検討するとともに、全体の景観にも留意する必要があります。

- ① 建物用地
火葬棟、待合棟、管理棟から構成される建物としての必要なスペースを考慮します。
- ② 駐車場
会葬者の利用数より算定した規模を考慮する。また将来の建て替え計画時に利用できるような十分なスペースを考慮します。
- ③ 車両などの通行のために必要なスペースであり、特に定まった基準はないが、一般的に駐車場スペースと同等以上の面積が必要とされています。
- ④ 会葬者の憩いの場としての庭園等の設置は必要な施設であり、本計画についても設置することが望ましいものと考えます。
- ⑤ 周辺地域との調和を考慮して、施設周辺には緩衝用の緑地を整備することが望ましいと考えます。この面積についても特に定まった基準は示されていません。
したがって、周辺状況や設定敷地の状況で計画することが考えられます。

(4) 配置計画

敷地規模はこれまでの基本構成と周辺環境により選定しますが、現在未だ建設予定地の決定がなされていないため、本基本方針に於いては、「神埼市・吉野ヶ里町荳祭公園等整備基本計画基礎資料調査」で示された敷地規模・施設規模・配置図・平面計画を基本的なものとして掲載することとします。

図—3 配置図 (※今後、基本設計レベルで用地条件に合わせた規模・平面構成に変更を行う可能性があります。)



※参考 敷地面積：約 13,200 m²

凡 例

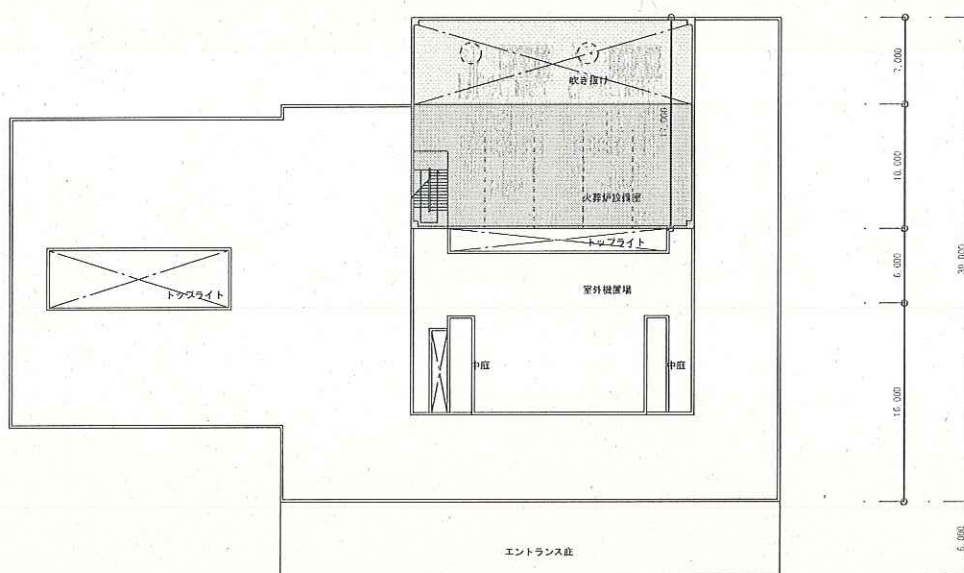
火葬棟

管理棟

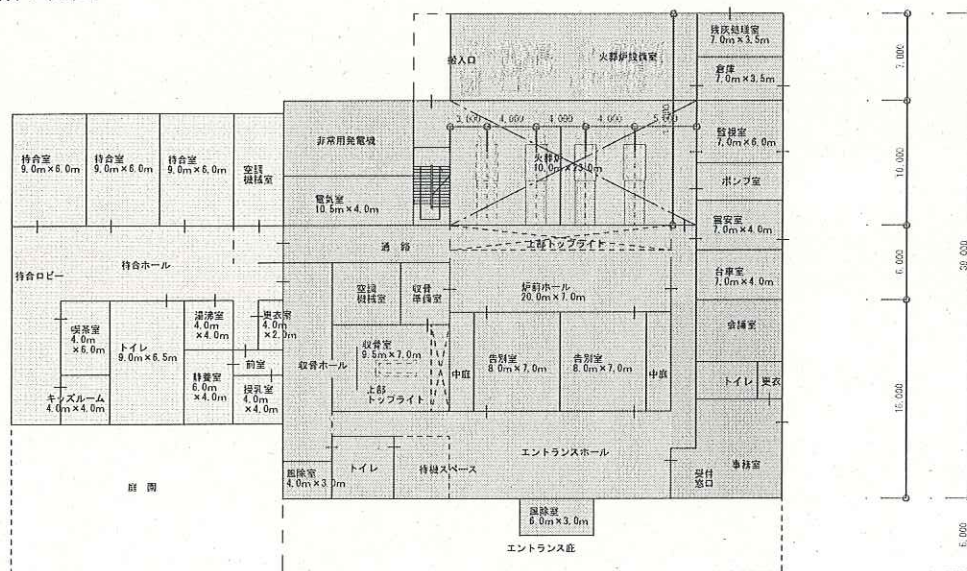
待合棟

(5) 平面計画

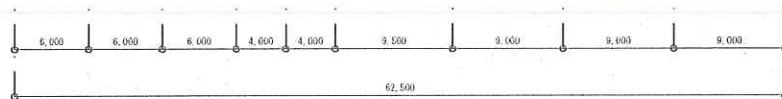
図—4 平面図 (※今後、基本設計レベルで用地条件に合わせた規模・平面構成に変更を行う可能性があります。)



2階平面図



1 階平面図



火葬・管理棟	1階床面積: 1,503.00㎡
火葬棟	2階床面積: 230.00㎡
待合棟	1階床面積: 550.00㎡
火葬、待合棟	延床面積: 2,283.00㎡
火葬、待合棟	建築面積: 2,299.00㎡

(6) 動線計画

火葬場は、火葬部門、待合部門、管理部門に区別されるが、各部門の位置や結びつきは地方の慣習や運営目標、敷地条件などを十分検討して、会葬者、管理者の流れがスムーズに流れるとともに、可能な限り交錯しない動線を確保することが重要です。

そこで以下に各棟における配慮すべき事項を記載します。

1. 火葬棟

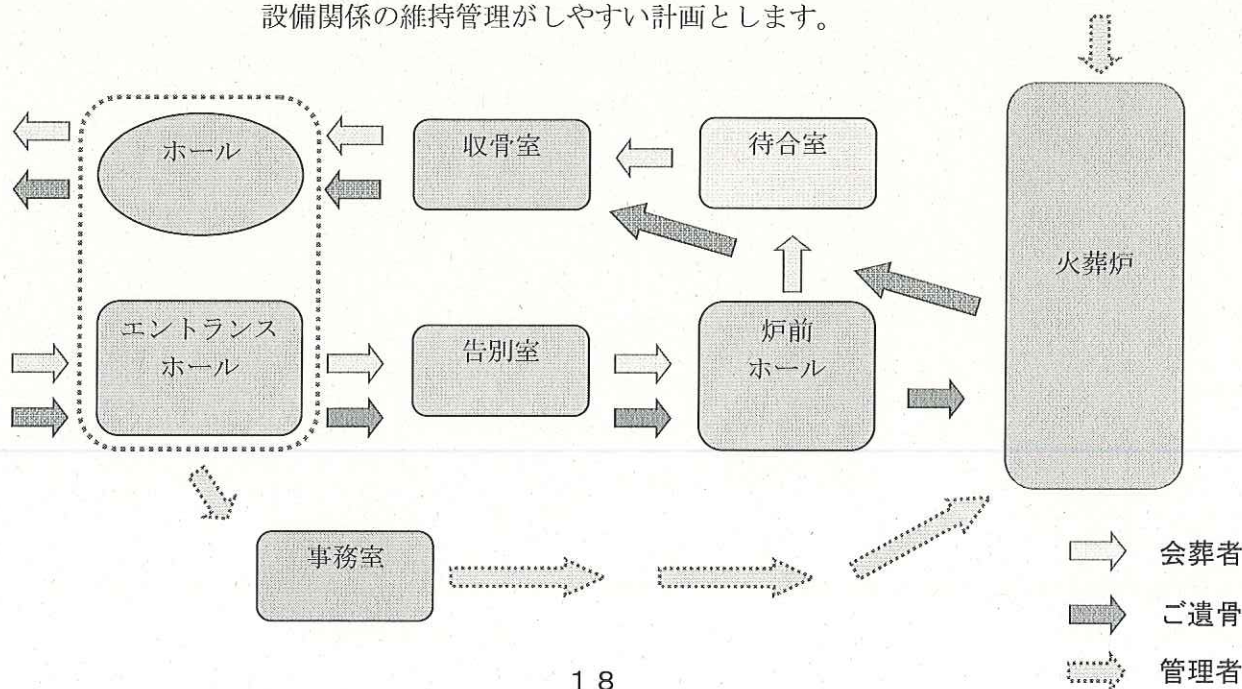
- ・会葬者：葬送への入口（風除室）と退場する出口（風除室）は分離し、エントランスにて会葬者同士の交錯を回避します。
納棺後待合室へ向かう会葬者とこれから炉前に向かう会葬者と交錯しない動線計画とします。
収骨室へ向かう会葬者が円滑に移動できるように配慮します。
- ・管理者：火葬炉運転業務について、直接外部からも出入り出来る計画とします。
火葬作業において柩台車及び収骨台車の操作が容易にできる経路を計画をします。

2. 待合棟

- ・会葬者：火葬棟と待合棟を結ぶ動線はスムーズに移動できるように配慮します。
- ・管理者：飲食サービスはサービスヤードから直接搬出入できる動線を計画します。

3. 管理棟

- ・会葬者：火葬許可書等の書類手続きを考慮し、受付窓口はエントランスホールに面して設けます。
- ・管理者：管理諸室へ至る出入口は会葬者とは別に設ける。又休館日や会葬以外の来館者への対応を考慮した計画とします。
設備関係の維持管理がしやすい計画とします。



7. 火葬炉設備計画

7-1. 火葬炉設備の基本事項

- ・ 燃焼完結能力と公害防止対策

火葬炉設備の燃焼・排気装置の運転は高度な知識と経験を持った作業員が必要となるため燃焼自動化が望まれる。また公害防止対策には以下の5項目について対策が考えられます。

1. 硫黄酸化物及び塩化水素対策
2. 窒素酸化物対策
3. ばいじん及び臭気対策
4. 騒音対策
5. ダイオキシン類・水銀・六価クロム排出抑制対策

- ・ 材料及び機器

火葬炉設備の使用材料及び機器は、用途に適合する欠陥のない製品で、日本工業規格 (JIS) 電気学会規格調査会標準規格 (JEC)、日本電気工業会標準規格 (JEM) 等で規格が定められているものは、これらの規格品を採用する。また、使用する材料及び機器は出来る限り汎用品とする。その他の性能を下記に記します。

- ・ 高温に使用される材料・機器は、耐熱に優れたものであること。
- ・ 腐食性環境で使用する材料・機器は、耐触性に優れていること。
- ・ 摩耗のおそれのある環境で使用する材料・機器は、耐摩耗性に優れていること。
- ・ 屋外で使用されるものは、耐候性に優れていること。

- ・ 安全対策

火葬炉は、運転操作上の安全対策が確立されていなければなりません。このため各種のインターロック回路を設けて非常時に各装置が安全側へ作動する設備として、日常運転における危険防止及び操作ミス防止しなければなりません。

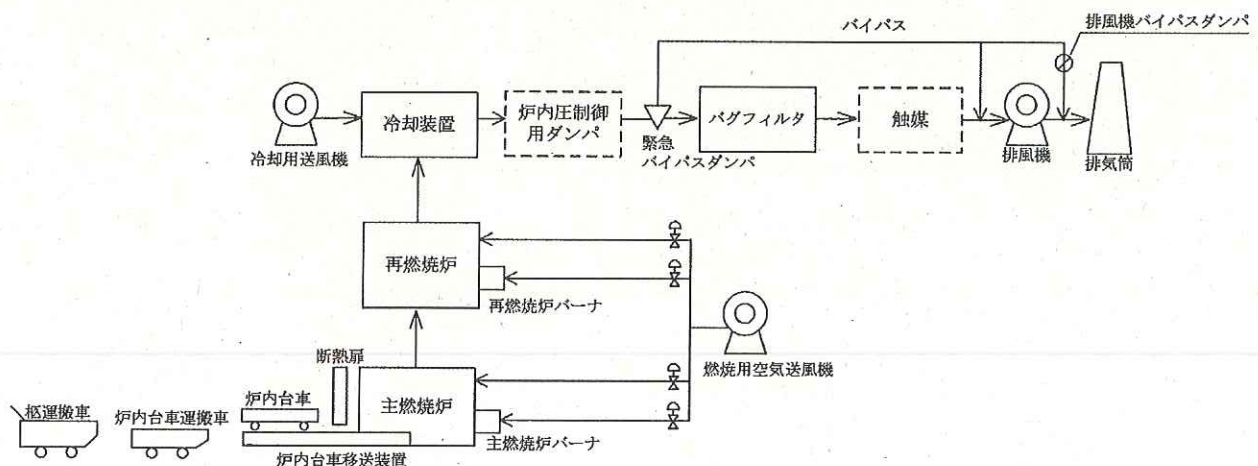
7-2. 火葬炉形式・構造

火葬場における火葬炉設備の一般的なフローシートを図-7 に示します。

最近の火葬設備は、炉前冷却室（前室）→火葬主燃焼炉→再燃焼炉→排ガス冷却設備→除塵設備→誘引排風機（排気ファン）→排気筒の各設備が設置されているのが一般的です。

図-7 フローシート

(火葬場の建設・維持マニュアルより参照)



(上記フロー中、 は、系列や、公害防止目標値の違いに依り必ずしも付いていない装置)

1) 火葬炉の形式について

火葬炉には柩を載せた台車を炉内へ入れて火葬を行う台車型と、ロストルと呼ばれる火格子の上に柩を載せ火葬を行いロストル下部の骨受皿に焼骨を受けるロストル型の2種類があります。

最近の火葬場では全体の97%が台車式となっています。

① 台車型

炉内に駆動装置及びレールを設置する方式と台車自体に移動手段を備えた自走式に分けられます。

② ロストル型

ロストル（火格子）には横棒式と縦横の井桁式のものがあります。ロストルは、柩・遺体を支える熱間耐久性・強度があり、柩の収納、遺体の火葬・ロストルの交換及び骨受皿への焼骨の落下が容易な構造でなければなりません。

骨受皿は耐熱金属製とケーシングに不定形耐火材や耐火煉瓦等でライニングしたのがあります。

2) 燃料について

火葬炉に使用される燃料は、LPガス、都市ガスなどの気体燃料と、灯油などの液体燃料に区分されます。いずれの場合も安定して供給されなければなりません。

又、災害時等を想定した供給体制、バックアップ体制が必要です。

都市ガスは、未整備区域のため計画施設における使用燃料は、灯油またはLPGとなります。LPGは灯油と比べ硫黄酸化物の発生がないことやCO₂の発生が少ないなど環境面ではメリットがありますが、灯油はLPGに比べ、配管・火葬炉の配置がコンパクトにできること、漏洩時の危険度が小さいこと、燃料費が安等のメリットがあります。

又傾向として、九州地域以外でも都市ガスがない場所では、灯油の採用されている施設が大半を占めているのが現状です。

① 気体燃料

都市ガス等の気体燃料は、所轄ガス供給会社から火葬場まで本管敷設置で供給される場合が多いです。

プロパンガスを地下タンクに貯蔵する場合、貯蔵量や気化器容量などについて、供給業者と検討し、火葬時に十分対応できる供給能力を確保する必要があります。

② 液体燃料

燃料の貯蔵タンクを設置する場合は、消防法や関係諸法令に適合するとともに、危険物取り扱いの許可や届出の許可が必要な施設は事前に手続きが必要となります。

燃料タンクには、地下埋設型と地上据置型があります。

3) 耐火材について

火葬炉に設置される耐火材については、炉内温度、燃焼ガス成分などによる反応性あるいは化学成分や耐スポーリング性、急熱急冷による亀裂、崩壊が生じない材質でなければなりません。

耐火・断熱材の材質・厚みは、運転条件及び側壁、天井部などへの熱伝導・蓄熱を考慮して、炉体の表面温度が室温プラス50℃以下になるように設計することが望ましいです。

4) 炉の規格について

主燃焼炉の構造は、台車による柩の収容と焼骨の取り出しが容易で、密閉性があるものでなければなりません。炉内温度は850℃から1000℃になるため、耐火材で囲われた構造となっています。

- 5) 炉前室について
炉前化粧扉と火葬炉の間に設置する前室は、火葬後の台車と焼骨の冷却を目的に設置されます。
- 6) 再燃焼炉について
主燃焼炉で発生する不完全燃焼の排ガスに含まれる悪臭、ダイオキシン類を低減するために設置することが必須となっています。
最大排ガス発生時で、滞留時間を1秒以上確保することが多くなっています。また火葬開始から終了まで炉温を850℃以上に保持するばかりでなく、完全燃焼の指標として、平均残存酸素濃度を6%以上に制御する仕様となっています。
- 7) 集塵装置について
排気ガスに残存するばいじんを除去し、排気塔からのダイオキシン類等の排出量を低減するための装置が必要です。
そのため、バグフィルター等の高効率な集塵機を設置することが必要です。
- 8) 排気冷却方式について
排ガスを各機器の耐用温度まで降下させる目的であるが、ダイオキシン類の再合成反応を防止するため、再燃焼炉に近い位置に排ガス冷却器を設置して200℃以下まで急冷することが求められています。
排ガス冷却は押込み送風機による空気混合方式と熱交換器による間接冷却等があります。
- 9) 強制排気装置について
火葬炉設備で発生した燃焼ガスを強制的に外気に排出する方式と長煙突を利用した自然排気に分けられます。
- 10) 高度排ガス処理装置について
ダイオキシン類等の環境汚染物質の一層の低減を目指して設置される、集塵機以降の排ガス処理装置です。
① 活性炭噴霧法
② 触媒分解法
③ 活性炭または活性コークス吸着塔
- 11) 計装制御装置について
火葬炉の各機器の運転状況を把握するために、計装装置が取り付けられます。
各種制御が行われることによって火葬炉が設計通りの性能を発揮します。
火葬炉の計装装置としては以下のものがあります。
① リミットスイッチ：動く機器を、決められた位置で停止させるために使用されます。
炉内台車、断熱扉、他に使用されます。
② 温度センサー：主、再燃焼炉の温度、冷却装置を出た後の温度、排気塔に導入される排ガスの温度を測定するセンサー
③ 圧力センサー：主、再燃焼炉の炉内圧力、バグフィルターの圧力損失を測定するセンサー
④ 酸素濃度計：再燃焼炉の酸素濃度を測定するセンサー
- 12) 騒音の対策について
騒音規制法では、特定施設として出力7.5Kw以上の圧縮機、送風機が指定されており、火葬施設にもこれらの施設が該当します。

8. 維持管理計画

8-1. 管理運営方針

(1) 施設設置目的

本施設は、墓地、埋設等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）の規定に基づく火葬場の施設であり、地域住民の宗教的感情、葬送の慣習に適合し、かつ公衆衛生その他公共福祉の見地から、支障なく火葬が行われることを目的とします。

(2) 管理運営方針

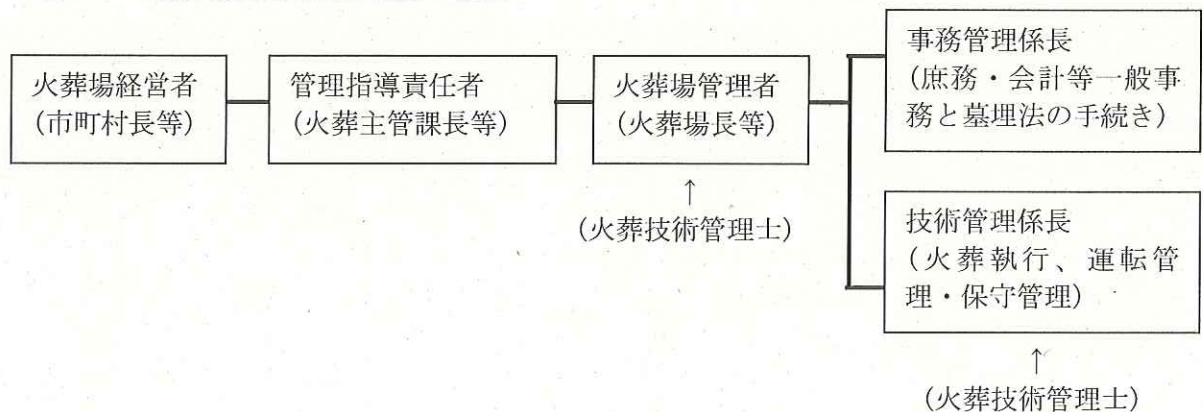
1. 地域住民の終焉を迎える施設として、その尊厳を保持するため、十分な注意をもって管理運営を行うとともに、利用者のみならず、周辺住民への配慮を心がけ、地域住民の信頼に応えるものとします。
2. 公の施設であることを十分に認識し、平等かつ公平な管理運営に努めます。
3. 利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を図るとともに、効果的かつ効率的な管理運営に努めます。
4. 個人情報の保護を徹底します。

8-2. 管理運営体制

火葬場の運営管理の円滑化を図るため、火葬場管理者（市町村長）は管理指導責任者（市町村の火葬場主管課長）の意見を聞いて、火葬場の運営管理に必要な予算の確保に努めるとともに、火葬場の運営管理責任者として「墓理法」第 12 条の規定に基づく火葬場管理者を任命する必要がある、さらに火葬に関する技術上の責任者として火葬技術管理者を任命することが望ましいと考えます。

これら火葬場に関する運営管理体制の一般例を下図に示します。

図一 7 火葬場運営管理体制の一般例



8-3. 施設管理運営委託業務の概要

(1) 指定管理者が行う業務

1. 斎場における火葬等に関する業務

火葬予約受付業務、埋火葬許可証確認業務、葬祭場使用許可書確認業務、炉前業務
火葬業務、収骨業務、火葬執行済発行業務、残骨灰等管理業務、

2. 斎場の施設及び設備の維持管理に関する業務

建築物・建築設備の維持管理業務、火葬炉設備維持管理業務、施設清掃業務、予約
システム管理業務、植栽等管理業務、施設警備業務、自家用電気工作物管理業務、
自家発電設備保守管理業務、自動ドア保守点検業務、消防用設備点検業務、
浄化槽維持管理業務、空調設備保守点検業務、防火管理業務

3. 待合室の利用に関する業務

待合室入口への利用者名札掲示業務、利用者の待合室への誘導及び収骨時の炉前
ホールへの誘導業務、利用後の清掃業務

4. その他斎場の管理上、管理者が必要と認める業務

庶務業務、各種帳簿作成及び管理保存業務、報告業務、災害対応業務
引継ぎ業務

(2) 業務内容

1. 火葬等に関する業務

①. 火葬受付業務

- ・利用者に対して常に適正な受付を行い、間違いのないよう確認します。
- ・葬祭場にて火葬予約システムにより受け付けるものとします。

②. 埋火葬許可証確認業務

- ・利用者の到着時に、死亡者の埋火葬許可証（死体火葬許可証）を受理し、
内容を確認します。

③. 葬祭場使用許可証確認業務

- ・火葬許可証の確認と合わせて葬祭場利用許可証を受理し、内容を確認します。

④. 炉前業務

- ・棺及び遺族関係者を告別室へ円滑に誘導し、告別終了後、遺族立会のもと
棺を丁寧に入炉します。
- ・焼骨の引き取り時刻等を遺族関係者に説明します。

⑤. 火葬業務

- ・火葬炉運転マニュアルにしたがって、適切な運転管理を行うこと。
- ・機器の故障がないよう日常の保守点検を行うこと。また万一、火葬中に機器の
トラブルが発生した場合は、原因を究明し安全を確保した上で火葬するように
努めます。
- ・火葬炉の運転においては環境保全に配慮します。又「火葬場から排出される
ダイオキシン類削減対策指針」による運転管理を行います。

⑥. 収骨業務

- ・火葬炉から焼骨を出炉し、遺族関係者が安全に収骨できるように準備します。

- ・遺族関係者が焼骨を収骨した後、焼骨を遺族関係者に引き渡します。
- ・火葬受入れから焼骨の引渡しまでの確に管理し、引き渡す焼骨を取り違えてはなりません。
- ・引き取りのなされない焼骨を処分します。
- ・収骨終了後に、遺族関係者の円滑な退出を誘導します。

⑦. 火葬執行済発行業務

- ・火葬後には、埋火葬許可証に火葬日時等を記入し、埋火葬許可証を火葬許可申請者へ返却します。

⑧. 残骨灰等管理業務

- ・残骨灰及び集じん灰は、それぞれ分別して貯蔵し保管します。

⑨. 待合室業務

- ・待合室使用後、利用者による後片付け状況を確認し、常に清潔かつ衛生的に保ちます。

2. 施設及び設備の維持管理に関する業務

①. 建築物・建築設備の維持管理業務

- ・葬斎場の性能及び機能を維持し、各業務が円滑かつ安全に行われ、また、利用者への充実したサービスの提供を行うため、日常点検及び関係法令に定める法定点検を行うと同時に、必要により自主点検を行います。
- ・点検項目は、建物、電気設備、空気調和設備、自家発電設備、自動ドア、浄化槽設備、消防用設備、予約システムとします。
- ・適切な維持管理計画及び年間点検計画を作成します。
- ・維持管理及び点検は、火葬等業務の支障にならないよう計画し、実施します。
- ・日常点検マニュアル及び点検リストを作成し、これに基づく点検により安全の確保に努めます。また、必要により小破修理、交換、調整等を行います。
- ・自家発電設備等の緊急設備は、常に稼動が可能となるよう点検整備します。

②. 火葬炉設備維持管理業務

- ・火葬炉の性能及び機能を十分に発揮し、安全かつ円滑な火葬業務を行うため、日常点検及び火葬炉設備設置メーカーによる定期点検を行います。
- ・点検項目は、火葬炉設備、火葬炉計装設備、集塵設備等とします。
- ・適切な維持管理計画及び年間点検計画を作成します。
- ・維持管理及び点検は、火葬業務の支障にならないよう計画し、実施します。
- ・日常点検マニュアル及び点検リストを作成し、これに基づく点検により安全の確保及び安定した火葬炉設備の維持管理に努めます。また、必要により小破修理、交換、調整等を行います。(炉内台車、火葬炉セラミックス修理等)
- ・『火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針』による排ガス等の測定を年1回行います。測定項目は、排ガスにおいては、排ガス中のばいじん、硫酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類濃度とします。

③. 植栽等管理業務

- ・葬斎場としての美観を保持するため、構内の草木努定、除草、病虫害駆除等の計画的な実施及び定期並びに必要により清掃を行います。また、管理計画を作成します。

④. 施設清掃業務

- ・利用者が快適に利用できるよう常に清潔かつ衛生的に施設を保つため、日常清掃及び定期清掃を行います。
- ・日常清掃及び定期清掃は、それぞれの清掃箇所等の清掃計画を作成します。
- ・清掃は、火葬等業務の支障にならないよう計画し、実施します。

⑤. 警備業務

- ・火災、盗難等の事故発生を警戒及び防止するため、警備業務を行います。
- ・警備業務は、警備マニュアル等を作成し、実施します。

⑥. 防火管理業務

- ・防火管理者を置き、消防計画を作成します。
- ・職員に対する消防計画の周知徹底を図るとともに教育訓練を行います。
- ・消防計画に基づく消防訓練を実施します。

⑦. 消防用設備点検業務

- ・万一の火災発生に備え、消防用設備の日常点検及び定期点検を行います。
- ・日常点検は、日常点検マニュアル及び点検リストを作成し、実施します。
- ・定期点検は、消防法に基づく機器点検及び総合点検を実施します。

3. その他斎場の管理上、管理者が必要と認める業務

①. 庶務業務

- ・職員の勤務計画を立案し、業務内容の監督を行います。
- ・契約事務、物品等購入事務、支払事務及び必要書類の作成等の業務に係る一切の事務を行います。

②. 各種帳簿作成及び管理保存業務

- ・墓地、埋葬等に関する法律に基づく帳簿を作成します。
- ・運転管理日誌、施設設備点検記録等の業務に係る記録簿を作成します。
- ・帳簿類は、適正に管理保存します。

③. 報告業務

- ・事業の実施状況、施設の利用状況、管理運営に要した経費の状況等を記した事業報告書を提出します。
- ・事業報告書の内容及び報告の時期等の詳細は、本組合と指定管理者で協議の上決定するものとします。
- ・本組合が事業実施状況等を随時に検査及び調査を行うときは、その都度報告します。

④. 災害対応業務

- ・災害及び事故が発生したときは、施設に損傷等が生じているか迅速に点検を実施すること。また、その結果を本組合へ報告します。
- ・災害及び事故により施設に損傷等が生じたときは、本組合と協議し、早期復旧に努めるものとします。また、その状況を報告します。

⑤. 引継ぎ業務

- ・指定の終了に際して、指定管理者は次期指定管理者に対して円滑に業務を引継ぎまた、技術指導を行うものとします。

4. その他

上記の業務内容は基本的内容であり、その他関連する業務は指定管理者が行うものとします。

(3) その他

緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行います。
個人情報保護の体制をとり、職員に周知徹底を図ります。

8-4. 維持管理費

本市では未だ建設予定地が決定していないため、建設用地選定後、その敷地特性や基本設計レベルの検討による施設規模の決定、今後の維持管理体制の最終的な決定により維持管理費を概算設定することとします。

9. 環境影響予測・評価

9-1. 計画火葬場施設における環境影響予測・評価

施設の稼働が周辺環境にどのように影響を与えるかを予測・評価するもので、事前の周辺環境の把握（現況調査）と施設の稼働による影響の予測・評価の2つに区分されます。

1. 事前の周辺環境の把握について

公的な既存測定データに基づくことが原則であるが、既存データが揃っていない場合や住民への配慮が必要な場合には、実測調査を行うこととなります。

2. 施設による影響予測・把握について

基本構想で整備した施設規模（必要火葬炉数、構成設備、建築面積、敷地面積等）及び建設予定地の規模に基づいて行います。

本市では未だ建設予定地が決定していないため、建設用地選定後、あらためて建設予定地における環境影響予測・評価を実施するものとします。

10. 全体事業計画

10-1. 全体事業計画

以上の基本方針のもと、平成 30～32 年度供用開始を目指して、下記の通り業務を進めることとします。

平成 26 年度 用地選定

平成 27 年度 基本構想、取付道路選定

平成 28 年度 基本計画（火葬場・取付道路）、環境影響調査、一部事務組合設立
文化財調査、用地取得同意、火葬場・道路用地測量設計、基本設計

平成 29～30 年度 実施設計、用地買収、造成工事、建設工事

平成 30～32 年度 建設工事、外構工事、供用開始

※用地選定など今後のスケジュールの進捗状況により、調整もありえます。